

## 靖国の原理主義と戦責問題（2）

—靖国神社A級戦犯合祀をめぐる思想史的分析—

裴 富吉

A Study on Yasukuni Fundamentalism and War Responsibility ;  
The Historical Analysis about Class-A War Criminals Who Were  
Enshrined together in Yasukuni Shrine [ 2 ]

BAE Boo-Gil

—も く じ—

- I 問題意識
- II 稲垣久和『靖国神社「開放」論』2006年
- III A級戦犯問題
- IV 天皇制の変遷〔以上, 前号〕
- V 富田メモ問題〔以下, 本号〕
  - a) 元宮内庁長官：富田朝彦メモ問題
  - b) A級戦犯合祀の意味
  - c) 昭和天皇の〈大御心〉
- VI 昭和天皇の戦前 - 戦中 - 戦後〔ここまで本号〕
  - a) 上官の命令
  - b) 失望した天皇の発言
- VII 昭和天皇・平成天皇 - A級戦犯 - 靖国神社
- VIII 天皇制の将来

お断わり：本稿は、『中央学院大学人間・自然論叢』第26号、2008年1月に掲載された論文を、PDF文書形式にとのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、[同上雑誌〔の頁〕](#)に依拠することを願います。

## V 富田メモ問題

### a) 元宮内庁長官：富田朝彦メモ問題

2006年7月20日『日本経済新聞』は第1面のトップ記事として、「A級戦犯靖国合祀 昭和天皇が不快感－元宮内庁長官88年、発言をメモ－参拝中止『それが私の心だ』と報道した。その記事の冒頭部分を紹介しよう。

昭和天皇が1988年、靖国神社のA級戦犯合祀（ごうし）に強い不快感を示し、「だから私はあれ以来参拝していない。それが私の心だ」と、当時の宮内庁長官、富田朝彦氏（故人）に語っていたことが〔2006年7月〕19日、日本経済新聞が入手した富田氏のメモで分かった。昭和天皇は1978年のA級戦犯合祀以降、参拝しなかったが、理由は明らかにしていなかった。昭和天皇の闘病生活などに関する記述もあり、史料としての歴史的価値も高い<sup>1)</sup>。

そもそも、井上 亮記者が富田メモを富田の妻・和子から借り受けたのち、昭和天皇が「だから私（は）あれ以来参拝していない。それが私の心だ」と述べた部分を発見したのは、6月20日のことだったという<sup>2)</sup>。

もっとも、責任編集『緊急増補版 鬼畜米英－がんばれサダム・フセイン ふざけんなアメリカ！－』（鹿砦社、2003年）という編著をもつ一水会代表木村三浩は、こう論及していた。日本経済新聞による「富田メモ」スクープは、小泉首相が昭和天皇の気持を超えてまで靖国にいいのか、という議論に発展させようとする一種の「封じこめ」であり、政治的謀略の感は否めない<sup>3)</sup>。

また保阪正康によれば、1) 日本経済新聞が中国に配慮する財界の意を受けての記事掲載ではないか、あるいは、2) 当時インサイダー取引をした日経社員の逮捕を目立たせなためだと説く人もおり、はては、3) 靖国参拝賛成派である安倍晋三の名著『美しい国へ』発売日（文藝春秋、2006年7月20日）にぶつけたという説まである<sup>4)</sup>。

とはいえ、その「富田メモ」の反響は非常に大きく、仮に木村三浩などの危惧するように、政治経済的な謀略および経済犯罪的な関連が介在していたとしても、言論および世論が必ずしもその意図どおりに反応する気配はなく、各種多様な議論が惹起されている。

なお、日本新聞協会「新聞協会賞」は2006年9月7日、平成18〔2006〕年度「編集部門のニュース分野」における新聞協会賞受賞者として、富田メモに関する報道：「昭和天皇、A級戦犯靖国合祀に不快感」を報道した日本経済新聞社編集局社会部井上 亮記者を選んでいる。くわえて、日本経済新聞社は、富田メモの重大性に鑑み、社外の歴史研究者ら有識者も交えて残る部分も含め再点検する「富田メモ研究委員会」を、9月内に設置するこ

---

1) 『日本経済新聞』2006年7月20日「A級戦犯靖国合祀 昭和天皇が不快感－元宮内庁長官88年、発言をメモ－参拝中止『それが私の心だ』」。〔 〕内補足は筆者。

2) 『日本経済新聞』2006年10月15日「富田メモに新聞協会賞」。

3) 『週刊朝日』2006年8月18・25合併増大号、木村三浩「政治的パフォーマンスは英霊への冒瀆だ」25頁。

4) 半藤一利・秦 郁彦・保阪正康「徹底検証 昭和天皇『靖国メモ』未公開部分の核心」『文藝春秋』2006年9月、121頁。

とを約束している<sup>5)</sup>。

『日本経済新聞』2007年5月1日は、こういう記事を載せた。2006年秋から半年あまり、日本経済新聞社が設置した外部有識者を中心とする「富田メモ研究委員会」は、故富田朝彦元宮内庁長官が残した記録「富田メモ」を丹念に読み解くため、さまざまな角度から検証した。その結果、すでに報道してきた部分だけでなく、富田メモの記述は詳細・正確であり、全体が昭和史の貴重な史料であることを確認した<sup>6)</sup>。

昭和天皇最後の側近だった卜部亮吾の侍従日記全5巻が、朝日新聞社から公刊されているが（『卜部亮吾侍従日記 全5巻』朝日新聞社、2007年6月～9月）、卜部亮吾も「A級戦犯合祀が御意に召さず」と記述していた<sup>7)</sup>。

2007年8月4日の朝日新聞朝刊は、「A級戦犯『靖国の性格変わる』昭和天皇が 不快感 側近に」と見出しを付けた記事を、こう報道した。

昭和天皇のA級戦犯合祀に反対する理由はふたつあった。ひとつは「靖国神社は国のために戦いに臨んで戦死した人びとのみ霊を鎮める社であるのに、その祭神の性格が変わる」ことであり、ふたつは「あの戦争に関連した国とのあいだに将来、深い禍根を残すことになる」ことであった<sup>8)</sup>。

靖国神社A級戦犯の合祀に対する昭和天皇の態度は、「個人的次元における主観的な見解」と「国家制度にかかわる客観的な論点」とが、自身において識別できない段階に止まりながら、ないまぜになっている。それゆえ、慎重な分析が要請される。

— 第2次大戦中、海軍民政部の要員として西部ニューギニアにいた飯田 進は、こう議論している。

野垂れ死にした兵士を「英霊」と呼び、「御遺徳を顕彰する」という靖国神社の社是には、みのがすことのできない戦争美化の作為と欺瞞がある。遺族にとって、最愛の肉親が野垂れ死にしたとは思いたくない。それは人情であり、誰も非難できない。小泉首相も、人間としての素朴な情念のおもむくままに正しいと思って靖国参拝をおこない、その心情は多くの国民、とりわけ遺族たちの心の琴線に触れた。

だがそこからは、あれだけの兵士を無意味な死に追いやった戦争発起と戦争指導上の責任の所在は浮上してこず、「英霊」という語感のなかにみごとに雲散霧消している。戦後の日本は冷戦構造の激化と、軍事的・政治的立場の変化にともなって、経済成長を偏重し、おぞましい歴史の暗部に目をふさいできた。恐るべき精神的怠惰さといわねばならない。

その象徴的存在として靖国神社があるという事実をなおざりにして、他国の非難に応え、A級戦犯を分祀すとか、別の場所に斎場を設けるとかは、本質的な問題解決にならない。正しい政治的選択の道でもない。それは双方に、不毛なナショナリズムをかき立てるだけ

---

5) 『日本経済新聞』2006年9月7日。社団法人日本新聞協会ホームページ <http://www.pressnet.or.jp/> 参照。2006年9月10日検索。

6) 『日本経済新聞』2007年5月1日、特集「富田メモ研究委員会検証報告」。

7) 『朝日新聞』2007年4月25日朝刊。

8) 『朝日新聞』2007年8月4日朝刊。

である。多少の時間がかかっても、私たちが内なる問題として問いただしていくべきことは、戦後なおざりにしてきた近現代史の徹底的な検証と、それにもとづく国家・民族の根源的なありようなのである<sup>9)</sup>。

保阪正康は、A級戦犯を合祀させた靖国神社は、天皇の参拝行為を断ち、その存在意義を喪失させたと指摘する。

靖国神社はもともと明治天皇によって創建された。近代日本の戦争や内乱（たとえば西南の役など）で国家のために戦没した人物を祭神として祀る。つまり、天皇が自らのために命を捨てた臣下の者を祭神として讃え、追悼と慰霊の意を示そうというのである。……この祭神の慰霊に、昭和天皇が行かないというのでは、この神社の役割は意味をもたなくなっていることになる。天皇がまったく足を踏み入れない事実は靖国神社側にとっては説明がつかない状態に陥った<sup>10)</sup>。

結局、天皇が靖国神社に参拝にいらっていた「敗戦後の時期：1975年まで」においては、事実上まだ、「日本帝国の〈敗戦という契機〉」が存在していなかった。しかも、戦没者ではない東條英機らA級戦犯の14名も「英霊」とされ、祭神に祀られた靖国神社に昭和天皇が参拝に行くことは、本来そこに設えられた宗教精神を、みずから否定する行為を意味した。それゆえ、絞首刑に処された7名も含むA級戦犯たち14名が合祀された期日をもって以後、裕仁天皇は靖国参拝にいかなくなった。裕仁天皇は、A級戦犯の合祀という出来事を契機にあらためて、事実としての「日本帝国の敗戦」を強く意識させられた。

つぎに「合祀されたA級戦犯」の氏名：役職と判決を一覧にしておく。

土肥原賢二：陸軍大将	絞首刑	広田 弘毅・首相	絞首刑
板垣征四郎：陸軍大将	絞首刑	木村兵太郎：陸軍大将	絞首刑
松井 石根：陸軍大将	絞首刑	武藤 章：陸軍中将	絞首刑
東條 英機：首相	絞首刑		
平沼騏一郎：首相	終身禁固	受刑中死亡	
小磯 国昭：首相	終身禁固	受刑中死亡	
白鳥 敏夫：駐伊大使	終身禁固	受刑中死亡	
梅津美治郎：参謀総長	終身禁固	受刑中死亡	
東郷 茂徳：外相	禁固20年	受刑中死亡	
松岡 洋右：外相	――	公判中死亡	
永野 修身：海軍元帥	――	公判中死亡	

これらA級戦犯のうち死刑判決を受けた7名は絞首刑になり、残る7名はいずれも高齢者であったがゆえ、公判中や受刑中に死亡している。しばしば指摘される事実であるが、彼らは戦場で戦死したり戦病死したりした軍人ではなく、「戦没者」とはいえない。そういう軍人および政治家・外交官であった。したがって、靖国に祀られるという意味合いで

9) 『朝日新聞』2006年8月3日朝刊、飯田 進「〈私の視点〉靖国参拝－歴史を暗部を見据えて議論を－」。

10) 保阪正康「真靖国論－小泉史観の大いなる過ち－」『現代』2006年9月、38-39頁。傍点は筆者。

みれば、その正当性をみいだせない人物たちであった。

なかんずく「極東国際軍事裁判（東京裁判）」は、事後法をもって無理にお膳立てされた「勝者の裁き」だったにしても、裕仁の「天皇機関説的な最高責任など」を大胆にみのがす代わりに、戦時中に内閣総理大臣だった東條英機ら14名をA級戦犯の罪状で裁き、そのうち7名を絞首刑に処するとともに、その翌日には残るほかのA級戦犯全員を釈放するかたちで幕引きさせていた。東京裁判における判事・検事側のそうした法廷戦略は、東條英機自身と事前に打ちあわせ、納得させたうえでの判決であった。

高橋哲哉『靖国問題』（筑摩書房、2004年）は、東京裁判の重大な問題性は、そこで裁かれたものよりも、むしろそこで裁かれなかったものにあるという。「勝者の裁き」であるゆえに、東京大空襲から広島・長崎への原爆投下にいたる、アメリカ自身が犯した重大な戦争犯罪が裁かれなかった。しかしまた、「A級戦犯」が裁かれたのに、彼らが仕えた君主であり、一貫して帝国陸海軍「大元帥」すなわち最高司令官でありつづけた昭和天皇が不起訴になったのも、ソ連・中国・オーストラリアなどの追訴論を押さえこんだアメリカの意志によるものであったし、731部隊のような日本軍の戦争犯罪が裁かれなかったのも、アメリカの意志によるものであった。

サンフランシスコ講和条約の調印（1951年9月8日）は、敗戦後の日本を連合国による占領状態から主権を回復させ、国際社会に復帰させた（1952年4月28日〔昭和天皇の誕生日前日〕に発効）。日本政府は連合国による戦犯裁判の「判決」を受諾している。この事実をめぐって、東京裁判を「勝者の裁き」として拒否し、「A級戦犯」断罪を容認できないと主張するなら、戦後日本国家を国際的に承認させた条件そのものを、ひっくりかえすことになる<sup>11)</sup>。

山中 恒『すっきりわかる靖国神社問題』（小学館、2003年）は、「天皇は東京裁判にかけられなかったから、戦争責任はない、無罪である」と主張する人がいるが、アメリカの占領政策施行上の都合で起訴されなかっただけで、天皇に戦争責任がないと判決されたわけではないと、天皇無罪論に対して釘を刺している<sup>12)</sup>。

昭和天皇は、自身を除外してくれた「勝者の裁き」を受容したのであり、いまさら「大元帥」の身代わりになって絞首刑に処された東條英機ら「A級戦犯」7名の罪状がなかったとはいえない。判決を下された14名のA級戦犯はかつて、裕仁天皇に忠義を誓い大東亜戦争の指導に当たってきた高級将校や高級官僚であり、しかも「彼の戦争責任」を代わりに背負い運び去ってくれた人びとでもあるから、彼には「彼らの責任のとりかた」をうんぬんする余地もなく、ただ黙過するほかない問題だったのである。

ところが、戦後に「宗教法人」のひとつとなった「靖国神社」に、東京裁判で断罪された「東條英機らのA級戦犯」が「英霊」となって合祀され、「祭神」として鎮座することになった。そうして、ひとまず「戦争天皇から平和天皇への表層的な移動」を果たしてきたはずの「昭和天皇」の眼前にはあらためて、明治以来「大日本帝国の侵略戦争を美化・正当化するための国家神道的な宗教施設」＝「戦争神社」である靖国神社の「基本的な性

---

11) 高橋哲哉『靖国問題』筑摩書房、2004年、68-69頁。

12) 山中 恒『すっきりわかる靖国神社問題』小学館、2003年、214頁。

格」が浮上した。

すなわち、「天皇裕仁」が、A級戦犯が合祀された1978年10月17日以後においても靖国に参拝したとなれば、それまでは穏便な方で宗教的に継承できていた旧日帝的な「皇室の国家神道的な伝統」を、みずから破壊することになる。いわば、彼がその後においても参拝をおこなうことになれば、「疑似的にすぎなかった敗戦体験」を克服して、「本当の敗戦体験」に直面させられる事態を意味した。「英霊」として合祀され「靖国の祭神」となった「A級戦犯」に対して、昭和天皇が頭を垂れて礼拝する行為は、連合軍最高司令官総司令部総司令官（GHQ/SCAP）ダグラス・マッカーサーのおかげで、敗戦責任を運よく回避できた「天皇に固有の戦責」問題を、みずからのそうした宗教的行為をもって、わざわざ蒸しかえす関係を想起させるものなのである。

靖国神社は、日本帝国主義のアジア侵略路線のために命を落とした将兵などを祀るための「戦争〔督励〕神社」である。1978年10月17日以降、東條英機らのA級戦犯も、そこには合祀されている。東京裁判（極東国際軍事裁判）ではA級戦犯が裁かれたが、昭和天皇の地位は手つかずのまま、維持された。A級戦犯の合祀後における天皇の立場は、その靖国に参拝にいくわけにはいかなかった。

なぜかといえば、「自分の命」と引きかえに戦争の責任をとってくれた臣下 - 股肱の「高級軍人や政府高官」の「英霊」が「祭神」に祀られている靖国神社においては、天皇のためにこそ存在してきた「国家神道的な宗教的機能」が期待されていた。だから、「自分の身代わりに責任をとり」刑死した部下たちを祭祀するのでは、裕仁天皇にとっては重大な自家撞着を意味する「倒錯の拝礼」関係、いいかえれば、靖国神社じたいを自己否定するほかない「祭司（祭祀大権者）の立場」に立たされるはめになる。

つまり、東京裁判をとおして、アジア - 太平洋戦争に関する戦争責任をとられ、その裁きを受け、死刑を執行された軍人将官や政府高官たちが「戦争を督励する」ための靖国神社に合祀されたのであるからには、この神社本来の本質的役目に反する「逆理」が生成したのである。戦争中は「大元帥」だった昭和天皇は、東京裁判の法廷に引きずり出される体験をしないで済み、敗戦後の日米関係のなかでもがき苦しみながらも上手に生きのびてきた。晩年は、戦争責任の問題を「ことばのアヤ」などといいぬけてきた彼にとって、A級戦犯の合祀は、忘れようにも忘れられない敗戦後「当時の悪夢の日々」にまつわる記憶を、わざわざ再現させるものであった。

要するに、1978年10月17日A級戦犯が合祀されたことを境に靖国は、その歴史的由来である「宗教的な使命：戦争督励」を、果たしえない神道神社となった。というのは、大東亜戦争に勝利した敵軍が開廷した裁判で「<sup>まけいくさ</sup>負軍」の責任者として判決を受け、絞首刑にされた将軍や高官を合祀した「戦争督励神社」に天皇が参拝にいても、靖国本来の役割：<sup>いくさ</sup>「戦の督励」を高揚させるための宗教的な行為は実現できなくなったからである。

靖国の死が「強制された死」ではなく、民族の遺伝子が個体をこえて、自ら選ぶとる超“主体的”死となる時、靖国は大嘗祭イデオロギーを完成するジグソー・パズルとなる。靖国の死を「天皇のため」の死と規定することによって、その服属の死が永遠化される。これこそ、大嘗祭を貫く〈征〉の系譜を補完する統合のイデオロギーである。兵士の死は、「侵略」の汚名から解き放たれ、天皇の〈イツ〉〔<sup>厳</sup>の漢字を当てるが、大嘗祭における嘗殿の秘儀（<sup>おんふすま</sup>御 衾の儀）によって付与される天皇霊としての霊的な力のこと〕に光被

された栄光の死と化する。こうして靖国神社は、天皇制の支配体制を強化し、国家意志としての死を再確認する天皇の神社であることを証明する<sup>13)</sup>。

A級戦犯の死は「天皇のための死」であったけれども、「靖国の死」とはいえない死として、「強制された死」であった。つまり、天皇制の支配体制を強化し、「国家意志としての死」を再確認する天皇の神社にふさわしくない「刑死」を、A級戦犯は東京裁判で判決されていた。それゆえ、天皇に光被された「栄光の死」でもありえず、靖国の「大嘗祭イデオロギーを完成するジグソー・パズル」の一環：構成要素たりえなかった。

A級戦犯の**の**あいも本筋であれば、一般の「英霊」が意味する循環である「教育→徴兵→戦争→慰霊」<sup>14)</sup>という公式に、合致する祭神にならねばならなかった。だが、東京裁判で「重大戦争犯罪人：A級戦犯」という名称で被告とされた東條英機らに下された「死」は、そのサイクルを「戦争→慰霊」の段階において破綻させた。これでは、「巨大なブラックホールとなって、戦争に対する批判や他者の苦難への共感を圧殺しつくした」<sup>15)</sup>任務を課せられた靖国神社にとって、ただごとでは済まされない。

「天皇 - 神社 - 軍隊」という三角形の靖国複合体は、明らかに死者よりも生者をめざしている。つまり、その三角形複合体の内実、とりまなおさず戦死者予備軍たる国民である。この内実が存在しなければ、石油や弾薬だけでは経戦能力にはならない。天皇の旗のもとでは、いっさいの戦争法規は乗り越えられ、戦争犯罪者はカミとして崇められる。靖国神社には〈普遍〉を受け入れるべき精神的基盤が欠けている。とはいえ、「虚もまた実を伝えることとなる」<sup>16)</sup>。

戦争責任は天皇個人にだけ帰することはできない。戦争を遂行したものは、巨大な国家のマシン（機構）であり、そのマシンのパートを受けもった国民大衆である。しかし戦争責任の問題は、最終的には人格によって担われなければならない。天皇は国家の元首として、陸海軍の統帥者として、実質的な戦争の指導者であった。天皇の戦争責任がないというならば、それは日本人は顔をもたない民族だからであるというにひとしい<sup>17)</sup>。

以上の議論に関しては、松本健一『日本の失敗 - 「第二の開国」と「大東亜戦争」 -』（岩波書店、2006年）の論及が参考になる。

『戦陣訓』（陸軍省、昭和16年1月7日上奏、8日示達）は、東京帝国大学の井上哲次郎と和辻哲郎、国学・漢学者の山田孝雄、学習院大学教授の紀平正美などが参画して、その国体観や死生観を作成した。軍隊は「皇軍」と規定され、兵士も「神国日本を統べる現人神で大元帥陛下でもある天皇の皇軍兵士」と規定された。

天皇のために死ぬことは、皇国における民族の悠久の大義に生きることだから、兵士（＝

13) 戸村政博編著『神話と祭儀 - 靖国から大嘗祭へ -』日本基督教団出版局、1988年、209頁。

[ ] 内は、同書、81-84頁を参照した筆者の補足。

14) 同書、164頁。

15) 同書、173頁。

16) 同書、163頁、151頁、103頁。

17) 同書、45頁。

国民)は命を惜しむ必要はない。ただ、名を惜しめばいい。その「名を惜しむ」こととは、簡単にいえば「捕虜になる」など恥ずかしい生きかたをするな、という1点に尽きた。これを交戦国相手との関係でいえば、敵国の投降兵を国際法(ジュネーヴ条約)によって「捕虜」としてあつかい、その「人権」を守るべきだ、などという思考法は生まれてこない。

「国際法」を考慮のそとにおいたその思考法にも、大東亜戦争における「開戦の詔勅」にも、国際法をめぐる文言がなく、双方のあいだには密接な関係がある。日本はまさしく、自民族だけにつうじる聖戦意識のなかにみずからを閉じていた。それは国際法という1種の「文明」からみれば、やはり恐るべき「野蛮」な精神と映った。

東京裁判は「勝者の裁き」の性格をもち、「裁く側の道義性をいちじるしく弱めた」(大沼保昭)が、その性格を超えて「文明」の裁きという性格をもっていた。その文明とは、近代ヨーロッパの「文明国」が国家「間」<sup>インターナショナル</sup>においてつくりあげた、共通の規則<sup>ルール</sup>にほかならない。ただしその文明とは、正義と同じ意味ではない。それはいわば、人間が共同につくった秩序・規則<sup>ルール</sup>であって、国際法という「文面」に関していえば、それは時代とともにかわっていく〔かえられていく〕実定法にほかならなかった。

日本の近代がヨーロッパの「文明」を理念型として追求したかぎり、その近代ヨーロッパがつくった国際法に象徴される「文明の裁き」を受けることは、歴史における必然のなりゆきであった。

日本は、日清・日露戦争を「文明」の戦争として戦い、その目的の実現のために、文明の「国際法」を守り、その許す範囲内でいっさいの手段を尽くして、精一杯戦おうとしてきた。だが、大東亜戦争の開戦の詔勅は、『戦陣訓』の中心的思想である「生きて虜囚<sup>はずかしめ</sup>の辱を受けず」と命じていた。つまり、「捕虜なんぞになるな、民族の『悠久の大義』に生きるべく潔く死ね」ということにかわっていた。

大東亜戦争は「聖戦」であり、その戦いかたは国際法などというものを、思考のそとに逐いだしていた。そこでは、敵軍からの投降兵があっても、彼らを捕虜としてあつかうなどということは考えなくてもいい、という思考法が容易に生まれた。ジュネーヴ条約の「戦地軍隊における傷者及び病者の状態に関する条約」なども、その『戦陣訓』のもとでの思想にはまったく入ってこなかった。

そうだとすれば、大東亜戦争の開戦の詔勅に「国際法」に関する文字がなくて、当然であった。国際法にもとづく「文明」の戦争の論理からすれば、はなはだ「野蛮」な戦争がそこで戦われることになった<sup>18)</sup>。

もっとも、第2次大戦に勝利した連合国側に「完全な正義」があったわけではない。とはいえ、当時の「国際法」が達していた「文明〔国〕」の水準あるいは国際的な作法を拒んで、大東亜〔太平洋〕戦争をはじめた日本帝国が「勝者の裁き」を受けたことは、いたしかたない歴史の必然であった。それゆえ、「東京裁判史観」を許容できないといいはる右翼・国粹・保守の各主義陣営の論者たちは、二重の意味において旧日帝の錯誤を説明できていない。

---

18) 松本健一『日本の失敗－「第二の開国」と「大東亜戦争」－』岩波書店、2006年、302-303頁、304頁、305頁、374-375頁、378頁、379頁、381頁。



ひとつは、欧米一流（？）の帝国主義もその亜流日本（！）の帝国主義もともに、侵略路線を押しとおしてきたという共通の問題がある。もうひとつは、日本帝国の「道義的敗北」、すなわち、欧米諸帝国主義の侵略路線が同伴してきた「近代的作法」〔国際法の遵守〕を、明治以来の侵略戦争史の途中で放擲、無視した問題がある。

前者の問題に関しては、「日本帝國的な自存自衛」論を使えば、欧米の帝国主義と日本の帝国主義とは区別され、前段における<sup>もうひとつ</sup>後者の問題すら問題にならないとする主張は、たとえば、林 房雄に代表される「大東亜戦争肯定論」をもって展開されていた。

その林 房雄『大東亜戦争肯定論 正・続』（番町書房、昭和39・40〔1964・1965〕年）は、1970年の改訂版、1974年の新訂版を経て、2001年に再刊行されている。『図書新聞』2001年11月10日号が書評を与えていた。その一部分をつぎに参照する。

林 房雄の「肯定論」の中心をなす主張は、日本は1945年8月15日にいたる百年間、欧米列強に抗して急速に近代国家を形成するために、避けることのできなただ一つの連続する戦争（「東亜百年戦争」）をたたかってきたのであり、〔19〕41年12月8日に始まる「大東亜戦争」はその全過程の帰結だった、というものである。この過程における朝鮮併合や中国大陸、東南アジアへの進出は、欧米諸国への対抗であり、そこにはアジア民族解放の契機を含んでいた。そしてこの過程を押し進めた原動力は経済的要因ではなくナショナリズムであり、その集中点は「武装した天皇制」だった、と主張する。

林 房雄にとって「東亜百年戦争」は「あやまち」などではなかった。その善悪にかかわらず避けることのできな道だった。「大東亜戦争」の敗北は予見されていた。にもかかわらず日本はその戦争を戦わなければならなかった。そしてその戦いの中心にはつねに「武装した天皇制」があった、と彼は主張している。彼のナショナリズムは戦中・戦後をとおして一貫している。彼は昭和天皇が自分の戦争責任について『独白録』のような弁解と保身の文書をGHQに提出していたのを知らず、それを読むことなく1975年に死んだ。もし彼が『独白録』を読んだら彼は憤死しただろう。「大東亜戦争肯定論」と「平和天皇」という虚像は共存し得ないのである。「新しいナショナリズム」の主張者たちもまた、この本によって鋭く挑戦されていると思う<sup>19)</sup>。

昭和天皇の『独白録』については後述するが、林 房雄流のこうした大東亜戦争肯定論に対してはすでに、説得力のある定番的な批判がある。

前段については、大東亜戦争という帰結が「欧米諸国への対抗であり、そこにはアジア民族解放」に向けられていたならば、日本は「なぜ、さきに植民地の台湾や朝鮮を独立させなかったか」と、反批判されている。

後段については、戦中の「武装した天皇制」が戦後GHQの支配統治下において弱体化せられると同時に形成されていった「平和天皇」自身が、実はその「臨界的な立場」に立ちつつも、戦後政治に重大な画策をしかけて成功していたのだが、この歴史的な出来事に接しえない時代に生きた林 房雄自身の制約が批判されている。

#### b) A級戦犯合祀の意味

---

19) 「林 房雄『大東亜戦争肯定論』再刊の意味」。出所は、[http://www.shonan.ne.jp/~kuri/hyouron\\_5/hayashi.html](http://www.shonan.ne.jp/~kuri/hyouron_5/hayashi.html) 2006年9月2日検索。〔 〕内補足は筆者。

敗戦直後、いったんは命拾いできた天皇「自身にまつわる生きざま：悪夢」は、A級戦犯14名のうちの7名死刑執行など〔および残るそのほかA級戦犯の全員釈放〕をもって収拾・終結させられたはずである。それなのに、裕仁天皇が14名のA級戦犯の祀られた靖国に参拝することになれば、当時の嫌な記憶＝「敗戦後数年間におけるGHQの占領政策の推移に一喜一憂していた自分の姿」を彷彿させるほかない。

1978年にA級戦犯の合祀を画策したグループは、戦後社会の底流を流れている大日本帝国の戦争観であり、そして歴史観であった。……厚生省引揚援護局、靖国神社総代会、そして靖国神社宮司の関係は、トライアングルの空間をつくっていて、それが一方的に、いわば国民の見えないところでA級戦犯合祀を進めたことがわかってくる……。そしてその合祀を国民の慰霊や追悼のなかにさりげなくまぎれこませることで、巧みに問題の本質から目をそらすように仕向けていたといえる。

問題の本質とは、東京裁判の否定であり、その裁判で裁かれたA級戦犯を免罪する作為である。太平洋戦争の敗戦を認めず、大日本帝国の体制を温存しようとの意思である。

昭和天皇は、あるいはA級戦犯を合祀するトライアングルの構図を見抜いて、率直に不快感を示したのかもしれない<sup>20)</sup>。

敗戦後間もない1945〔昭和20〕年9月27日、昭和天皇はアメリカ大使館に連合軍最高司令官総司令部総司令官（GHQ/SCAP）ダグラス・マッカーサーを訪問し、「戦争の責任はすべて私にある」と述べた、といわれてきた。

『木戸幸一日記』（東京大学出版会、1966年）は、1945年9月27日に昭和天皇がはじめてマッカーサーと会見した2日後の、天皇の気持を記録している。なお、引用中で傍点を振った箇所は、『マッカーサー回想記』（朝日新聞社、昭和39年）を典拠として、昭和天皇が「戦争の全責任を負う」と口にしたといわれている、有名だがその真偽に疑いのもたれている「発言」に関連するものである。

天皇に対する米国側の論調につき頗る遺憾の思召され、之に対し頼被りで行くと云ふも一つの行方なるが、又更に自分の真意を新聞記者を通して明にするか或はマ元帥に話すと云ふことも考へられるゝが如何、との御下問あり。

自分が恰もファシズムを信奉するが如く思はるゝことが、最も堪へ難きところなり、實際余りに立憲的に処置し来り為めに如斯事態となりたりとも云ふべく、戦争の途中に於て今少し陛下は進んで御命令ありたしとの希望を聞かざるには非ざりしも、努めて立憲的に運用したる積りなり、戦争についても極力避くることに努力し、前の上海事変の時……又支那事変の当初……、今日から思へば実に残念なり、との御述懐ありたり<sup>21)</sup>。

『マッカーサー回想記』1954年は、1945年9月27日天皇がマッカーサーに会ったとき「戦争の全責任を負う」といったと記している。けれども、2日後の29日に天皇は、「自分の真意を」「或はマ元帥に話すと云ふことも考へられる」というふうに、「これからの自分」の身の振りかたに関する考えを、側近には正直に打ち明けていた。

20) 保阪正康「靖国神社とA級戦犯－合祀を進めた歴史観とは－」『世界』2006年9月、144頁。

21) 木戸幸一、木戸日記研究会代表 岡 義武『木戸幸一日記 下巻』東京大学出版会、1966年、1238頁。傍点は筆者。

そうだとすると、マッカーサーに最初にあった同年9月27日のうちに、昭和天皇が「戦争の全責任」のことに触れたというのは、前後する話としてその内容の辻褄が合わない。『マッカーサー回想記』にだけ依拠する「天皇全責任」論に向けられた疑問点は、いまだに解かれていない。筆者は、マッカーサーによる日記的な創作「リップサービス」の可能性が強いと判断する。

いいかえれば、後段で詳論する問題にもなるが、1947〔昭和22〕年9月20日付けの「天皇の覚書」、つまり、アメリカに対して沖縄などに対する軍事占領を25年ないし50年またはそれ以上継続するように希望した「沖縄メッセージ」に対するマッカーサーの好意的な返礼：「外交辞令」が、のちに執筆された『マッカーサー回想記』1954年のなかで創作・記述されたという解釈が、より妥当なものである。

ちなみに、極東国際軍事裁判（東京裁判）は1946〔昭和21〕年5月3日開廷され、1948〔昭和23〕年11月12日、戦犯25名の被告全員に有罪判決を下した。絞首刑7名、無期懲役16名、有期刑2名。この裁判ではその間、1947年末から1948〔昭和23〕年初めにかけて、昭和天皇に対する戦争責任の問題が表面化しそうになるが、その免責を決定づける証言を東條英機にさせていた。

東京裁判の進行に即して、関連する事情のみ、拾いあげておこう<sup>22)</sup>。要は、1954年に発行された『マッカーサー回想記』は、D)以下の事情経過を踏まえて、事後的にI)を創作したと疑われる余地がある。I)は、まだ歴史的に実証されていない「マッカーサーの個人的な証言」だからである。

- I) 1945年9月27日……昭和天皇がマッカーサー元帥と初会見したさい「戦争の責任はすべて自分にある」と言明したといわれる。
- D) 1946年6月18日……極東国際軍事裁判のジョセフ・B・キーナン米側首席検察官は、ワシントンで天皇を戦争犯罪人として裁かないと言明。
- H) 1947年9月20日……「天皇の覚書：沖縄メッセージ」の提示・伝達。
- こ) 1947年10月10日……「天皇と実業界には戦争責任なし」とキーナン検察官が声明。
- ホ) 1947年12月31日……東條英機へのキーナン検察官の尋問時、天皇の責任問題が表面化しそうになる。
- ハ) 1948年4月16日……東京裁判の審理終了。

東京裁判は幸いなことに、昭和天皇の戦争責任を問わなかった。その身代わりになってくれた代表格が、A級戦犯となった東條英機である。敗戦後において戦争責任問題を除去されていた裕仁天皇の立場にとって、その東條英機を靖国神社のなかに英霊として合祀することの意味は、決定的に重大であった。というのは、A級戦犯の東條英機らを靖国に合祀させた勢力は、不快きわまりない策動を実現させた連中にみえたからである。天皇裕仁は、「当時〔1978年〕この〔靖国神社〕総代には東條内閣時代の賀屋興宣蔵相、青木一男

---

22) 別冊歴史読本『A級戦犯―戦勝国は日本をいかに裁いたか―』新人物往来社、2005年、「戦争犯罪裁判関係年表」26-27頁参照。

大東亜相といった〔元〕A級戦犯が入っている」<sup>23)</sup>事情をしっていた。

「A級戦犯合祀」の画策とその実現は、昭和の天皇「自身の戦争責任」問題を「彼の精神心理」のなかで再燃させ、忘れかけていた往時の悪夢 - 葛藤に再帰させるものであった。「かつての臣下たち」によるそうした戦前 - 戦中復帰志向、A級戦犯の戦争責任を否定する、いわば明治憲法下の「大元帥時代の神格天皇」を呼びもどすような政治宗教的な行為を、彼は許しがたいものと受けとめた。昭和天皇に関する戦争責任問題の再生をうながすようなA級戦犯の靖国合祀を実行した「かつての忠臣」は、いまや腹に据えかねる「逆臣」に映ったにちがいない。

かといって、昭和天皇はけっして、東京の靖国神社や各県の護国神社の「国教的な存在意義」を認めないのではない。要は、疾うの昔に鎮静化してははずの「自身の歴史観」に対して、「靖国神社へのA級戦犯合祀・祭神」化がくわえた屈辱 - 打撃に憤慨したにすぎない。だから、A級戦犯の合祀されていない地方の護国神社には、息子の明仁がその後も、機をみては参拝にいつている。

2006〔平成18〕年11月14日の新聞夕刊は、「両陛下、イラク派遣の自衛隊員ねぎらう」という見出しで、こう報じていた。

天皇、皇后両陛下は14日、テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法に基づいて海外派遣された自衛隊員ら約180人と皇居・宮殿で接見した。宮内庁によると、国連平和維持活動（PKO）などに参加した隊員との懇談は過去にあったが、両特措法に基づいて海外に派遣された隊員と両陛下が接見するのは初めて。

出席したのは、陸・海・空の自衛隊員らで、テロ対策特措法関連が約70人、イラク人道復興支援特措法関連が約90人。海将ら幹部や2等陸曹まで様々な階級の隊員が制服姿で整列する中、天皇陛下が「国際的な協力に参加し、力を尽くしてこられたことを誠にご苦労に思います」とねぎらった。その後、両陛下は隊員らと歓談、1人ひとりに歩み寄っては「本当にご苦労さまでした」などと声をかけていた<sup>24)</sup>。

この接見を企画した日本政府（宮内庁）の行為は、天皇が国民統合の象徴であるとした憲法の精神から逸脱している、という批判もある<sup>25)</sup>。だが問題は、明仁天皇のそうした接見行為にこめられた含意を、いかに受けとるかである。2007年1月から防衛庁は防衛省に格上げされている。

岩井克己『天皇家の宿題』（朝日新聞社、2006年）は、平成天皇夫婦の「このような活動的な姿は、戦後の昭和天皇が自制的な姿勢をとり、『政・財・官』など各界との間に一定の距離を置いたのとは、著しいコントラストをなしている」と観察し、さらにこう批判している。

憲法第4条は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみ行い、国政に関する権能を有しない」ときびしい轡くつわをはめているが、国事行為以外の公的行為などの事実行為が飛躍的に増えており、自制的な姿勢、権力や利害関係からの距離感が、しだいに崩れて

---

23) 保坂「靖国神社とA級戦犯」『世界』2006年9月、143頁。〔 〕内補足は筆者。

24) 『朝日新聞』2006年12月14日夕刊。

25) 『朝日新聞』2006年12月21日朝刊「声」欄。

きている。

一方で、宮中儀式や祭祀の厳修ぶりもきわだっている。欠席はほとんどない。現在の宮中儀式・祭祀は大半が、帝国憲法以下で明治から大正にかけて整備された旧皇室令にもとづくものである。その多くは、古代律令と記紀神話の時代をモデルに、神勅天皇観に彩られた「創られた伝統」である。旧帝国憲法の「顕教」を鼓吹する儀礼制度ともいえ、「天皇不親政」の例外的な時代精神の産物でもある。

いずれも主観的には、「象徴としての務めをよりよく果たしたい」との善意によるものかもしれない。しかし、そこには日本国憲法の顕教に対する“新たな密教による浸潤”という側面もあることは否定できない。しだいに積み上げられる「慈悲」の密教をテコに、皇室を国民国家の求心力や民族的アイデンティティの源に仕立てなおし、利用しようとの思惑にむすびつきかねない危うさもはらんでいる。

天皇は政治に無知であってはならないし、しかも政治に巻きこまれてはならない。有能でなければ務まらないが、有能であればそれだけ能力を発揮できずに苦しむことになる。しかし、象徴としてはたとえ辛くとも、狭い圏域内に踏みとどまることを最優先し、禁欲的に自制することが求められている。

さらに付けくわえるならば、なにごとにもゆるがせにせず、細部にもこだわり、ぎりぎりの活動を展開する現天皇・皇后の求道者的な姿勢が、ときとして高度経済成長期時代の皇太子夫婦にとっては息苦しく、ストレスになっているのではないか。そう考えると、「平成流」は現天皇・皇后の、1代かぎりの「命がけの闘い」であり、後継世代がその任に堪えられるかどうか疑問なしとしない。

皇太子は会見で、「パレスチナ情勢の流動化」や「イラクへの自衛隊派遣」についてこともなげに言及し、皇太子妃は海外での「実のある仕事」を強く希望している。昭和以来の皇室の自制と慎重さは、どこへいったのか。平成の皇室の活動範囲の拡大が、「象徴」としての限界をみえにくくしつつあるのではないかと不安を覚える<sup>26)</sup>。

三上 治・富岡幸一郎・大窪一志『靖国問題の核心』（講談社、2006年）は、「日本の皇室儀礼」で「伝統的なものは3つしかない」。「一つは新嘗祭、その大祭である大嘗祭と、それから新しい年にやる祈年祭」、「それと賢所御神楽、この3つ」である。「あとはぜんぶ明治になってつくった」。「それが伝統であるといってやったのは、伝統回帰とか何とかではなくて、見事につくったということ」であると、葦津珍彦の著作に拠り、議論している<sup>27)</sup>。

現行の天皇制の骨格部分はそのほとんどが明治以来に創造されてきており、しかも国家宗教的な性格である「密教と顕教」をあいまいに使いわけながら、臣民 - 国民支配の道具に利用されてきた歴史をすることなしには、昭和天皇の戦争責任問題を的確に議論することはできない。息子の平成天皇は父の経歴を知悉しているから、なおさらのこと、皇室の代表者としての行為を慎重に展開すると同時に、皇室の権益の増進・拡大を、いいかえれば、彼ら夫婦なりに皇室のよりよい生き残り戦略を賭けた言動活動もおこなっている、と

---

26) 岩井克己『天皇家の宿題』朝日新聞社、2006年、66-70頁。傍点は筆者。

27) 三上 治・富岡幸一郎・大窪一志『靖国問題の核心』講談社、2006年、88頁。

受けとめねばならない。

さて話をもどすと、元宮内庁長官富田朝彦が1988〔昭和63〕年に書き残したメモには、昭和天皇が東條英機らA級戦犯14名を合祀した靖国関係者を非難して、「親の心子知らず」と記されていた。だが、それは、「神州」を治めてきたという「大御心」意識＝自負心を終生払拭することのなかった裕仁天皇の神道信念を、正直に表現するものでもあった。

昭和天皇の「親の心」〔＝生き神〕の〈アリガタミ〉をわかっていれば、臣下だからこそ代わりに戦責問題を背負い、絞首刑になってくれたA級戦犯東條英機らをわざわざ合祀することなど、絶対にしなかったはずである。つまり、そうであったならば、裕仁自身がその後においても靖国参拝にいけないはずだという理屈なのであり、「子」〔＝臣下・臣民〕に対する奥深い不満なのであった。

戦後における昭和天皇は本当のところ、「自分と国民〔臣民〕との関係」を、従前どおりに戦前・戦中の水準でしか認識していなかった。しかし、ことがA級戦犯との関係に目を向けてみると、敗戦後において天皇である自分が生きのびていくさい、戦責問題をきれいに切り捨ててくれる「役目」を果たしてくれ、まさしくその「捨て石」になってくれた忠臣東條英機らを、体よく「踏み石」にすることができていた。したがって、彼らが合祀され、祭神になった靖国神社に足を運ぶわけにはいかない。従前・通常の「英霊」たちに対してならともかく、自身が見捨てて踏みつけにしてきた「その石」を、いまさら「上座」にもちあげて拝むわけにはいかなかったからである。

ある靖国神社の神職は、「天皇が戦没者を『拝む』という言い方をする人もいますが、私はそれに反対です」と意見を述べ、まさに「天皇が主で、祭神が従のはずだからで、戦没者こそ天皇を拝むべきだとの立場」をしめしている<sup>28)</sup>。そのとおりである。靖国神社は、旧日本帝国のアジア侵略戦争に動員された将兵たちを督励するために創設した宗教施設である。靖国における祭礼形式は、国家のために命を落とした臣民たちを「英霊」と呼び、「祭神」におだて上げまでして、国家使命の遂行のために「死者の霊」を悪用する「明治以来に創作された」「特殊な国家神道式の祭礼方法」を採るものなのである。

「靖国神社の選別の基準のみが絶対的であり、明治天皇から昭和の天皇にいたる“天皇の祀れという意志”には、何者もそむけぬ、というわけである」から、その「生殺与奪の権を自らの掌中に握る者が、その権威に従って死んだ者の魂を、自らの組織に再利用するために――あるいは、少なくとも、怒りがその権威に向うことを封殺する形で――祭儀まで組織し、さらに、その祭儀に参加した者を、現実の組織の強化に再び取りこんでいくという、そのような“慰め”の形式をとることになる<sup>29)</sup>。

靖国神社の「慰霊祭を天皇中心とする解釈は、靖国神社全体のシンボル性を考慮した時、一層の説得力がある」。「慰霊祭は、天皇に対しても、また戦没者が体現したとされ、天皇が意味付ける価値観に対しても畏敬の念を繰り返し生産することを目的とする」<sup>30)</sup>。し

---

28) ジョン・グリーン「靖国―歴史記憶の形成と喪失―」『世界』2006年9月、149頁。

29) 角田三郎『かみ・ほとけ・ひと』オリジン、1983年、383頁、380頁。

30) ブリーン「靖国」『世界』2006年9月、149-150頁。

たがって、旧大日本「帝国の敗戦」という事実につまらぬ忌まわしい「天皇の戦争責任」問題を、代わりに背負い、もち去ってくれたはずのA級戦犯が、靖国神社に「英霊」として合祀され共存したのでは、昭和天皇の立場にとって目障りであるばかりでなく、なによりも、靖国神社本来の宗教精神にも背く「祭神」の登場になるほかない。天皇中心の靖国神社の存在意義、およびそこで執りおこなわれる祭礼にとって、東條英機らA級戦犯は「完全なる異物」である。

小島 毅『靖国史観－幕末維新という深淵－』（筑摩書房、2007年）は、絶対にゆずれない「英霊」の原義を、「官軍側」の「勝てば官軍」の論理・心性に求めている。だが、皇軍は、昭和20〔1945〕年に負けてしまった。あつてはならぬことが起こった。靖国神社という装置は、王家のために設けられていながら、「日本〔帝国〕」を表看板としている。つまり、天皇のために戦った軍人たち、正確に言えば天皇の意向であると自称する勢力に殉じた人たちが、日本国のための尊い犠牲であると論理的にすり替えられ、その行為を顕彰する目的で創建されたのが、靖国神社である<sup>31)</sup>。

東京裁判（極東国際軍事裁判）で絞首刑の判決を受けた東條英機などA級戦犯は、日本帝国の負け戦を象徴する「賊軍」を意味した。敗戦後におけるA級戦犯の亡霊は、靖国に合祀されない状況・段階にあれば、ひとまず無難な存在であり、逆機能することもない存在に留まっていた。しかし、彼らの亡霊が靖国に合祀されたのちは、その国家宗教的役目を阻害する異質部分となった。

靖国神社は、「天皇の思し召しで戦死者を靖国神社の神にする。これをありがたい、もったいない、こんな名誉なことはないと、国民に思わせ信じさせて、危険な血税感覚を消し去った」<sup>32)</sup>国家宗教的な機関である。「靖国はよくできたシステム」で、戦死者を「英霊」にし、感謝し、褒めたたえ、遺族の悲しみや怒りを回収し、戦争責任を忘却・抑圧させる仕組になっている。それに、軍人恩給や遺族年金という金銭的給付が一体となり、首相や天皇の参拝によって、遺族らは自覚しないうちに感謝するように転化させられる装置である<sup>33)</sup>。

それゆえ、天皇の思し召しに洩れたというか、あるいはその対象からは意図的に外してあった「東條英機らA級戦犯の勝手な合祀」は、明治になって創設された靖国神社と、それ以降における天皇－天皇制とが織りなす歴史に照らしてみれば、裕仁天皇にとっては許しがたい画策の顛末に映った。だが、戦後における天皇家は、宗教法人となった靖国神社に対して、そのような合祀のしかたを阻止できなかった。

靖国神社はその本質において、戦前－戦中体制のままの宗教施設である。だから、保阪正康はつぎのように解釈する。

「靖国神社へのA級戦犯14人の合祀は、実は戦後社会にあって密かにすすめられたクー

---

31) 小島 毅『靖国史観－幕末維新という深淵－』筑摩書房、2007年、118頁、192頁。〔 〕内補足は筆者。

32) 山中『すっきりわかる靖国神社問題』125頁。

33) 田中伸尚「『ルポ』『靖国問題』の核心を問う－合祀取消しを求める戦没者の思い」『世界』2006年9月、166-167頁。

データのようなものだったかもしれない」。

「A級戦犯を合祀するに至ったプロセスでトライアングルの中においてこの合祀を進めた旧軍人、あるいは東條内閣の閣僚たちは、彼らの時代に主権者であった昭和天皇の意思にさえ叛いたことになる。かつての言葉で用いるならば、『聖慮に反しての暴挙』ということになるのではないか」。

「幾つもの矛盾点をかかえながら、自らに都合のいい歴史観を口にして、戦後社会に旧体制の価値観をそのままもちこもうとしたというのが、現在の靖国神社の姿である」<sup>34)</sup>。

神社本廳編『昭和46年改正版 神社祭祀関係規程 附解説』(神社新報社, 平成1年)は、靖国神社の国家的宗教精神を、こう解説している。

氏子崇敬者の信仰的情熱を昂めてゆくことについては従前と変るところはないが、肇国以来の伝統である神社と皇室国家との関係を、より一層密接にするには、戦後ややもすれば民衆のみの祭祀として行ひ来った祭祀の在り方を是正し、大御心を戴き奉り、宝祚の無窮と国民の繁栄とを祈念する神社本来の姿を顕現すべきであるといふ観点に立脚して……<sup>35)</sup>。

A級戦犯の1人東郷茂徳の孫に当たる東郷和彦(元外交官)もいうように、靖国神社における全戦犯の合祀は厚生省が出した名簿にもとづいておこなわれており、その経緯からして、日本政府には合祀についての責任が現在もあり、同時にそれについての見解を提示する権利もあるといえる<sup>36)</sup>。

保阪などによる以上の解釈を、筆者なりにさらに解釈すれば、こうなる。

A級戦犯靖国神社合祀の問題に関連させて観察するとき、敗戦後における日本国憲法下の天皇 - 天皇制問題は、「戦前 - 戦中」の体制を克服してこなかった「歴史的な展開」を、現実的に表出させている。このみかたは、A級戦犯を靖国に合祀させた出来事のみならず、昭和天皇自身に対しても妥当するものである。

天皇の祭祀は、日本国憲法が掲げて立つ政教分離の原則と、本来的に矛盾する性格をもっている。象徴天皇制の存在は、日本国憲法に内在する致命的な矛盾であり、欠陥である<sup>37)</sup>。

### c) 昭和天皇の〈大御心〉

昭和天皇は、自分が日本帝国の「親」である立場からその臣民の「子」を護るというような、家族的共同体観念を強く保持していた。寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録 - 寺崎英成 御用掛日記 -』(文藝春秋, 1991年)は、昭和天皇がこう語っていたことを記録している。

当時私の決心は第1に、このまゝでは日本民族は滅びて終ふ、私は赤子を保護する事が出来ない。

---

34) 保阪「靖国神社とA級戦犯」同上, 146頁。

35) 神社本廳編『昭和46年改正版 神社祭祀関係規程 附解説』神社新報社, 平成1年, 4頁。

36) 『朝日新聞』2006年8月12日朝刊, 東郷和彦(元駐オランダ大使)「戦争責任の議論こそ必要 - 靖国と戦犯分祀 -」。

37) 村上重良『天皇の祭祀』岩波書店, 1977年, 217頁。



第2には国体護持の事で木戸も全意見であったが、敵が伊勢湾付近に上陸すれば、伊勢熱田両神宮は直ちに敵の制圧下に入り、神器の移動の余裕はなく、その確保の見込が立たない、これでは国体護持は難しい、故にこの際、私の一身は犠牲にしても講和をせねばならぬと思った。

もし本土決戦となれば、敵は空挺部隊を東京に降下させ、大本営そのものが捕虜となることも考えられる。そうなれば、皇祖皇宗よりお預かりしている三種の神器も奪われることも予想される。それでは皇室も国体も護持しえないことになる。もはや難を忍んで和を講ずるよりほかないのではないか<sup>38)</sup>。

なお、「三種の神器」とは現在、鏡〔八咫鏡（ヤタノカガミ）〕は伊勢神宮に、劍〔草薙の劍（クサナギノツルギ）〕は熱田神宮に、勾玉〔八咫瓊勾玉（ヤサカニノマガタマ）〕は宮中に、それぞれ「神体」として保管されている。宗教的な信心に關することがらとはいえ、「三種の神器」が喪失したら国体が護持できないと告白された「神国観」は、一驚するほかない宗教的観念である。

小森陽一『天皇の玉音放送』（五月書房、2003年）は、『木戸幸一日記』（東京大学出版会、1966年）にも記述された前段のような昭和天皇の〈大東亜戦争観〉、「爰に真劍に考へざるべからざるは三種の神器の護持にして、之を全ふし得ざらんか、皇統二千六百有余年の象徴を失ふこととなり、結局、皇室も国体も護持〔し〕得ざることとなるべし。之を考へ、而して之が護持の極めて困難なることに想到するとき、難を凌いで和を講ずるは極めて緊急なる要務と信ず」（1945年7月25日）<sup>39)</sup>という発言をとらえて、「これが、はたして20世紀半ばの、近代国家における大人の会話なのだろうか」と疑いたくなる内容だ。『皇室』と『国体』を『護持』とすることが『三種の神器』という論理<sup>40)</sup>だと辛辣に論評し、さらにこう批判している。

さらに背筋が寒くなるのは、明治天皇以来、「帝国臣民」を国家に動員するために新たに捏造された建国神話の宗教的な呪縛に、その権力の中枢に身を置いている者自身が、それこそ骨の髄までからめとられてしまっている、という事実である。

要するに、ヒロヒトは、ずっと「三種の神器」をどうやって自分が持って逃げるか、ということを考えてつづけていたことがわかる。伊勢神宮が爆撃されて以後、ヒロヒトは、自分の命と「三種の神器」の守り方しか考えていなかったのである<sup>41)</sup>。

当時のアメリカ軍が、日本の敵国として「三種の神器」にいかほどの関心をもちその価値を認めたか、まったくおぼつかない点であるが、皇室代表者およびその側近たちの「国

---

38) 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録寺崎英成 御用掛日記』文藝春秋、1991年、126-127頁、128頁。

39) 木戸幸一、木戸日記研究会 代表 岡 義武『木戸幸一日記 下巻』東京大学出版会、1966年、1220頁。

40) 小森陽一『天皇の玉音放送』五月書房、2003年、21頁。本書の「抜粋」を紹介しているホームページは、<http://www.kit.hi-ho.ne.jp/msatou/05-08/050803komori-gyokuon.htm> 2006年8月22日検索。

41) 小森『天皇の玉音放送』22頁、23頁。

家的神道：皇祖皇宗に対する精神構造」観には、注目すべき実態がある。

『木戸幸一日記』1945〔昭和20〕年6月8日の記述は、木戸自身が、こういう気持ちだった点を語っている。

我国の現状より見て今日の段階に於ては殆ど不可能なるのみならず、此の機運の熟するを俟たんか、恐らくは時機を失し、遂に独乙の運命と同一轍を踏み、皇室の御安泰、国体の護持てふ至上の目的すら達し得ざる悲境に落つることを保障し得ざるべし<sup>42)</sup>。

当時「内大臣」を務めていた木戸幸一の帝国高級官僚としての精神構造は、敗北のみこみが決定的になった段階においてもなお、日本国家の「至上の目的」を「皇室の御安泰」「国体の護持」にみいだし、「従来の例より見れば、極めて異例にして且つ誠に畏れ多きことにて恐懼の至りなれども、下万民の為め、天皇陛下の御勇断を御願ひ申上げ、……戦局の收拾に邁進するの外なしと信ず」<sup>43)</sup>と判断していた。

アメリカ軍による日本各地への空襲は、いっそうはげしくなっており、1945〔昭和20〕年4月以降には、伊勢市も含めて三重県の主要都市にも被害が出ている。『木戸幸一日記』1945〔昭和20〕年7月31日は、昭和天皇が「伊勢大神宮のことは誠に重大なことと思ひ、種々考へた居たが、伊勢と熱田の神器は結局自分の身近に御移して御守りするのが一番よいと思ふ」<sup>44)</sup>というふう述べて、と記述している。

天皇もその側近たちも、いちばん大事な国家目的は「皇室・国体＝天皇」であり、そしてこれを象徴する媒体〔神体〕＝「三種の神器」を守りとおすことにあると確信していた。その認識がまた「下万民の為め」でもであると信じられてもいた。まさに「一君万民」の思考方式を地で行く思想である。

小森『天皇の玉音放送』も、裕仁天皇とその側近は、「三種の神器」を守ることだけに腐心しており、アメリカ軍が「三種の神器」に注目して「無用の詮索」をし、「或いは好奇心から、皇室の力を弱めようとする意図」の「端緒」が生じることを恐れた閣僚（石黒忠篤農商大臣）もいたと、指摘している<sup>45)</sup>。

ここで、図表1「日本神話における3機能的体系の表現」を参照しておきたい。「三種の神器」は「日本神話」の現代的様式<sup>ファッション</sup>であり、構造論のようにみえて実は、『古事記』と『日本書紀』それぞれに即して読むことを回避したまま、その神話的物語を要素に分解し、その諸要素を、3機能にのみ合うように再編成したものである。だから、それは新しい神話作りであった<sup>46)</sup>。その意味では、「三種の神器」を、神道式の古式ゆかしき伝統宗教を象徴する媒体であると解釈するのは、「神話：夢想の世界」の現代化的利用に急ぎすぎた形而上的な表象である。

---

42) 前掲『木戸幸一日記 下巻』1209頁。

43) 同書、1209頁。

44) 同書、1221頁。

45) 小森『天皇の玉音放送』42-43頁。

46) 神野志隆光『古事記と日本書紀－「天皇神話」の歴史－』講談社、1999年、208頁。

図表1 日本神話における3機能的体系の表現

	支配者的機能		被支配者的機能
	主権・祭祀	戦闘	生産
天孫降臨神話に表現された人間社会の理想的構成	主権者（天皇）＝天孫の子孫 ＋ 祭司と祭具製作者（忠臣・忌部・猿女・鏡作・玉体）＝天の岩屋の祭事で活躍した五部神の子孫	戦士（大伴・久米）＝降臨の先駆をつとめた武神たちの子孫	庶民＝天神に国土の支配権を譲った国つ神たちの子孫
神話の主役の3大神	アマテラス	スサノオ	オオクニヌシ
三種の神器	鏡	劍	玉

出所) 神野志隆光『古事記と日本書記－「天皇神話」の歴史－』講談社, 1999年, 207頁。

とはいえ、現実的に「劍は熱田神宮で参拝の対象になり、鏡は〔伊勢〕神宮の神体である」から、三種の「神器に宗教性はまったくないのだろうか」<sup>47)</sup>という疑問は、遠慮がちなながらもまっとうな指摘である。「三種の神器」の宗教的な意味がはたして、伊勢や熱田の神宮に出むき参拝する庶民たちにおいて、どのくらい自覚・認知できているのか。そこに観察されるのは、日本的宗教としての「神道信仰のシャーマニズム的な原始性」と、皇室神道の「秘儀性：意図的なあいまい性」とが融合した現象である。

敗戦後1946年9月27日、連合国軍最高司令官総司令部総司令官ダグラス・マッカーサーをはじめて訪問した裕仁天皇は、こういったといわれている。

私は、国民が戦争遂行にあたって政治、軍事両面で行なったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決にゆだねるためおたずねした<sup>48)</sup>。

もっとも、前出小森陽一『天皇の玉音放送』は、いまなおその真偽が不詳である昭和天皇の「全責任発言」問題について、こういう分析をくわえている。

表舞台では、戦争責任をいっさい認めず、軍部に全面的に責任を負わせ、東京裁判から逃がれようとした。裏舞台では、マッカーサーに対し、「すべての責任は自分にあるとヒロヒトが語った」という情報を流し、それに感動した人たちを利用して、やはり東京裁判での訴追を免れようとした。そこに、日米合作の談合的な「国体護持」劇の情報操作のねらいがあった。

GHQおよび東京裁判検察側のダグラス・マッカーサー、ボナー・フェローズ、ジョセフ・キーナンら、そして天皇側の松平康昌などが、一糸乱れぬ連携プレーを演じることで、存在しなかった昭和天皇の「全責任発言」を非公式に流通させた。しかも、その実在性を

47) 竹前栄治監修, 日本国憲法・検証 1945-2000年 資料と論点 第2巻, 高橋 紘『象徴天皇と皇室－あるべき天皇像とは－』小学館, 2000年, 194-195頁。傍点, [ ] 内補足は筆者。

48) ダグラス・マッカーサー, 津島一夫訳『マッカーサー回想記 下』朝日新聞社, 昭和39年, 142頁。

証明するかのようにマッカーサーの『回想記』も書かれた。さらに、それを傍証するような発言や回顧録を側近たちが積み重ねていった。そうやって、裕仁天皇の「全責任発言」が偽造され、かつ虚偽であることを確信犯的にする人々によって「事実化」され、やがて昭和天皇の死によって「真実化」された。ここに、歴史を捏造することに権力者たちが成功した端的な例をみることができた<sup>49)</sup>。

日本国憲法「第1章 天皇」は、第1条で「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」ということで、唐突にも『コロンブスの卵』的な「当初の発想＝虚構」をもって、はじまる。しかも、第2条で「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と、いきなり「天皇制の存続を世襲的に認める」といい、民主主義の原則とは無縁の「天下り的な規定」をもちだした。

憲法第3条は「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」と規定したうえで、第4条が「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とも規定する。結局、第7条「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために」「国事に関する行為を行ふ」とされている。

辺見 庸『いまここに在ることの恥』（毎日新聞社、2006年）は、現行日本国憲法の「天皇利用主義」を、こう批判する<sup>50)</sup>。

「主権在民をうたう憲法の第1章がなぜ天皇でなければならないのか」、「そんなばかな話がどこにあるのか」。

「天皇の地位」が「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて」、「主権の存する日本国民の総意に基く」「ことを承認したおぼえはまったくない」。

以上の象徴天皇制に関する「第1章 天皇（第1条 - 第8条）」と、これに対置された「第2章 戦争放棄（第9条）」とは、「制憲当時の力関係の中での現実計算において、いわば表裏の相関をなしていたのは、一つの歴史的なアイロニーにほかならない」<sup>51)</sup>と表現したのは、憲法学者の小林直樹である。

昭和天皇が敗戦後において、はたして、前段のように「第1章 天皇」で規定された天皇の「地位」の基本を遵守してきたかどうかについては、「第2章 戦争放棄（第9条）」という事情の裏打ちも忘れずに吟味すべき点である。

## VI 昭和天皇の戦前 - 戦中 - 戦後

### a) 上官の命令

すでに、天皇・天皇制を研究する数多くの著作が解明してきた点であるけれども、敗戦後における日米軍事同盟関係の動向におよぼした昭和天皇の言動は、新憲法下における象徴天皇たる地位を逸脱したものであった。彼は、戦後において民主主義国家体制となった

---

49) 小森『天皇の玉音放送』209頁、210頁。

50) 辺見 庸『いまここに在ることの恥』毎日新聞社、2006年、119-120頁。

51) 小林直樹『憲法第九条』岩波書店、1982年、35頁。

日本の国民に対しても、「親の心」的観点に立ち、接してきた。むろん、GHQ/SCAP総司令官マッカーサーもそうした前提を踏まえて、「アメリカがもう40代なのに対して日本は12歳の少年」＝「子」であり、これを支配統治するのに裕仁天皇を利用したのであるから、彼1人だけの責任とはいえない側面もあった。

2006年4月以降、民主党代表を務める小沢一郎は、「天皇が堂々と参拝できる靖国神社にすべきだと主張している」<sup>52)</sup>。自民党の外務大臣麻生太郎も既述のように2006年8月、「靖国のいやさかと、天皇陛下のご親拝の実現を願う立場から私見を述べ」ていた<sup>53)</sup>。

だが、それらの主張は、「靖国神社が創設された歴史的由来」ならびに日本帝国主義の東アジア侵略史における「その政治宗教的な役割」に鑑みれば、近隣諸国の批判に真正面より答えることができない。小沢の議論は、日本の内輪においては耳目を引きやすいものだけれども、「天皇の名のもとに侵略された」諸国の人びとにとっては効果がなく、あくまで「日本国内向けの解決試案」にしかならない。その関連で見れば本来、「靖国神社参拝問題は、中国や韓国の批判があるからというだけで大きな政治問題になっているわけではない。本質的には重要な国内の政治問題なのである」<sup>54)</sup>。

敗戦時、中国山西省にいた日本の北支派遣軍第1軍将兵5万9千人のうち約2,600人は、ポツダム宣言を無視して武装解除には応じず、中国国民党系の軍閥に合流した。その後4年間も中国共産党軍と戦い、約550人の戦死者、700人以上の捕虜を出した。いわゆる「日本軍山西省残留問題」である。その歴史的な出来事に巻きこまれた日本軍の兵卒奥村和一は、「靖国神社には戦争を指導した人間と、それによって犠牲になった人間とがいっしょに祀られている」、「戦争を指導した人間を神としてあがめ参拝するというのは、それは被害を受けた東アジアの人たちからすれば、これは許されないことだ」<sup>55)</sup>といい、かつて「生き神様」だった昭和天皇にさかのぼるべき戦責問題：「上官の命令は、絶対服従の天皇からの命令だった」<sup>56)</sup>という点にも言及していた。

奥村も、日本の「指導者」層と戦争に動員された「一般庶民」たちとを、きびしく区別するように人民を指導してきた中国側の深慮に感謝している。だが、戦争中は日本軍兵士として奥村自身も、中国の罪もない人びと＝非戦闘員の虐殺に手を貸していた事実がある。それを、「昔の日本軍を憎んでいるのであって、決していまの日本とか、日本人、あなたを憎んでいるわけではない」<sup>57)</sup>とってくれた中国の人民の「友好親善的な配慮・理屈」

---

52) 民主党代表小沢一郎〔聞き手 薬師寺克行〕、〈特集：外交途上国ニッポン〉「表面的な現象だけで空騒ぎすべきではない」『論座』2006年9月、33頁。

53) 『朝日新聞』2006年8月8日朝刊、麻生太郎「〈私の視点〉靖国問題、非宗教法人化こそ解決の道」。

54) 『日本経済新聞』2006年8月7日、客員コラムニスト田勢康弘「国内問題としての靖国一本当に『参拝は自由』なのか」。

55) 奥村和一・酒井 誠『私は「蟻の兵隊」だったー中国に残された日本兵ー』岩波書店、2006年、179-180頁。

56) 同書、20-21頁。

57) 同書、154頁。

に、いつまでも甘えていてよいのかという疑問が残る。

大東亜戦争のとき中国戦線に投入された日本軍の将兵で、「三光作戦」＝奪いつくし・殺しつくし・焼きつくす暴虐に、関与しなかった者はいない。勇気をもってそれへの関与を避けた兵士は、自軍兵營のなかで、凄絶な私刑を受けるはめになった。現地の女性を強姦してきた者も無数いた。筆者が大学生だったころ1960年代後半、当時まだ生きていた年齢層〔50代前後以上〕の彼らに、戦争中の中国において将兵としておこなってきた武勇伝を聞かされる機会は、たびたびあった。朝鮮人女性を中心とした「従軍慰安婦」に性的犠牲を強いることのなかった日本軍将兵は、ごく少数の奇特定の者を除けば、皆無である。

奥村和一のように日本国家に徴兵され軍人となり、他国の人命・財産を蹂躪する役目を実行させられてきたけれども、過去の行為をすなおに反省し、中国の人命に謝罪してきた者は少ない。しかも、奥村のような一兵卒にまで侵略戦争を遂行させる役目を割りふり、「三光作戦」の命令を出し、服従させていた「上官」たちがいる。この「上官の命令」の究極的な源泉は、大日本帝国の最高責任者「天皇」であった。

大日本帝国憲法下の天皇は、陸海両軍において大将の階級を有していた。天皇は統帥権の観点より「全軍の最高指揮官」の地位を占め、「大元帥という称号」も有していた。現在は、朝鮮民主主義人民共和国〔北朝鮮〕の独裁者だった金日成が、朝鮮人民軍の階級として「大元帥」と呼ばれていた。なお、北朝鮮では大元帥は国家主席金日成のみで、息子の金正日は共和国元帥である。

だが、小森『天皇の玉音放送』が論及するように、新憲法が公布された段階において東京裁判で裁かれたA級戦犯たちは、元大日本帝国陸海軍の将兵であったから、裕仁天皇は彼らとの直接的な関係を回避できる位置に立てただけでなく、戦犯とそうではない者たちとのあいだに分割線を引く役割も果たすことができていた<sup>58)</sup>。

太平洋戦争中内大臣を務めた木戸幸一は、天皇「陛下は大元帥だから憲法上、戦争の最後の責任者である」といつていた。しかしながら、東京裁判は昭和天皇の戦責問題を除外、免責してくれた。大日本帝国の大元帥でありながらも、最高指揮官としての「戦争の責任」を負わされずに済んだ。A級戦犯として裁かれた東條英機ら7名が絞首刑に処されて、裕仁天皇を守ることになったのである。

しかし、この東條英機らA級戦犯14名が合祀されてからの靖国神社に参拝に行くことは、昭和天皇の「皇室神道の宗教精神」からすれば、耐えがたい事態を意味した。それでは、「戦犯」と「それ以外の者たち」とを区分させ、維持してきた昭和「天皇の役目＝境目の立場」がなくなる。戦責問題を背負ってもらった「A級戦犯」に対する「裕仁天皇自身」の「微妙な関係性」が一举に、破綻させられたのである。

敗戦後、戦責問題を不問に付されていたが、ほかならぬ「超A級戦犯」の裕仁天皇自身が、東條英機らA級戦犯も合祀されている靖国神社参拝にいき、そこに鎮座する「英霊たち」に対して崇敬の念を表出することは、天皇家との関係において靖国神社が本来維持してきた「国家神道的な宗教理念」を、みずから否定する行為となる。

もっとも、A級戦犯が靖国神社に合祀される以前の時点で、裕仁天皇に靖国参拝を断念

---

58) 小森『天皇の玉音放送』220頁。

させる出来事があった。坪内祐三は、「昭和天皇の『発言』に私は失望した」という小稿を『文藝春秋』2006年9月号に寄稿した。この見解には、戦後における昭和天皇の靖国参拝に関して、注目すべき時系列的な関連事情の分析がある。それを次項で紹介していく。

#### b) 失望した天皇の発言

1978〔昭和53〕年10月17日、東條英機らA級戦犯14名が靖国神社に合祀されたことは、翌1979〔昭和54〕年4月19日の新聞報道で一般に明らかになった。『日本経済新聞』2006年7月20日が第1面トップ記事「元宮内庁長官：富田朝彦メモ問題」は、昭和天皇は「或る時、A級が合祀され」、「私（は）あれ以来参拝していない、それが私の心」という記録を報じていた。

しかし、「あれ以来」ということなら、その1978〔昭和53〕年あるいは1979〔昭和54〕年「以来参拝していない」ことになるはずであるが、「昭和天皇が最後に靖国神社を訪れたのは、1975〔昭和50〕年11月21日」であるから、そのあいだに微妙な意味、というか昭和天皇の作戦が透しみえる。そのときは、靖国神社創立百年に当たる1969〔昭和44〕年以来6年ぶりの参拝である。それまでは、日本がアメリカから独立した1952〔昭和27〕年から1969〔昭和44〕年のあいだ、昭和天皇は6回も靖国神社に参拝している。

- 1952（昭和27）年10月16日 天皇・皇后……7年ぶりの参拝
- 1954（昭和29）年10月19日 天皇・皇后……例大祭（創立85周年）
- 1957（昭和32）年4月23日 天皇・皇后……例大祭
- 1959（昭和34）年4月8日 天皇・皇后……臨時大祭（創立90周年）
- 1965（昭和40）年10月19日 天皇・皇后……臨時大祭（敗戦20年）
- 1969（昭和44）年10月20日 天皇・皇后……創立百周年記念大祭
- 1975（昭和50）年11月21日 天皇・皇后……（戦後30年）

ところで、1975〔昭和50〕年11月21日の靖国参拝は「駆けこみ参拝」であったように思える。要人の靖国参拝を「靖国問題」としてややこしくしたのが、1975〔昭和50〕年8月15日の三木武夫首相（当時）の靖国神社参拝であった。それまでの首相はみな、春秋の例大祭を中心に靖国神社に参拝していた。つまり、8月15日（太平洋戦争）と靖国神社をとくべつにむすびつけて考えようとしていなかった。ところが三木武夫は、ハト派としてしられながら多分、日本遺族会の票欲しさに、あえて8月15日に、「私人」として靖国神社を参拝したものと思われる。

その1975〔昭和50〕年8月15日から、靖国神社は「このまえの戦争との関連でのみ語られることになる」。勘のよい昭和天皇はそのことを察知していた。だから、駆けこみのように、同年の11月に最後の靖国神社参拝を済ませ、「以来参拝していない」、それが「彼の心だ」。

確認しておきたいのは、それがA級戦犯らの合祀以前の出来事だということである。この段階で昭和天皇は、靖国神社を媒介に、みずからと、このまえの戦争との関係と、さらにいえば自身の戦争責任とに距離をとろうとした。なんという人間らしいおこないか。

参拝をとりやめた3年後（1978〔昭和53〕年）、A級戦犯の合祀をやって、昭和天皇は、これでいよいよ自分は太平洋戦争の被害者であると思いきみ、このことに記憶を執着させた。だからこそ、そのさらに10年後、富田メモに書きのこされたようなことばを口にしてしまった。しかし、A級戦犯といわれる彼らは、天皇の名のもとに日本を戦争へと導き、

あのような結果を招いてしまった。そういう臣下たちを昭和天皇は突きはなした。富田メモの出現を機に、いまこそあらためて、昭和天皇の戦争責任が問われるべきである<sup>59)</sup>。

既述のように裕仁天皇は、自身の戦争責任をA級戦犯らにうまく転嫁できた「敗戦後における東京裁判」の結末、あるいは、それ以前にマッカーサーとのあいだで構築された「一定の信頼関係」に守られ、「超A級」だった自分の戦争責任問題を免責されていた。しかし、「A級戦犯の靖国神社合祀」がなされてからも、そこへ天皇が参拝に行くことになれば、敗戦後に確立されたはずの象徴天皇の地位が再び、戦争中の「神格天皇」の地位に逆行するほかない。

それだけでない。実は、彼が「大元帥であることはやめても」、戦前から戦後へとそのまま持続できていた「靖国神社の祭司として、近代天皇制の祭司として、潜在的な祭祀大権保持者として生き残ること」、「つまり退位もせず天皇でありつづけ」、「『国体護持』が実体化されること」<sup>60)</sup>が維持できなくなる事態も、起こりうるのであった。昭和天皇は事前にそうした事態の発生を的確に認識していた。

1975年8月15日の三木武夫首相「靖国神社参拝」以降は、「私人」という仮面をかぶった「首相の公的参拝」となった。それまでの靖国法案の挫折と表敬法案の登場によって、公人の靖国神社参拝が、一気に政治的論点として浮上し、人権、憲法、そして歴史認識と深くかかわる問題であると気づかれるようになった。

同年11月21日、当時の強い異論を押し切るようにして昭和天皇が靖国神社を参拝した。天皇の参拝もこれが注目されたときから「公的」にならざるをえなかった。しかし、敗戦後7回めの参拝が天皇の最後の靖国参拝になるとは、昭和天皇自身も、そして日本政府も予想していなかった。恐らく、靖国神社さえも予想しなかったと思われる<sup>61)</sup>。

坪内祐三は、1975年11月21日に天皇が、敗戦後第7回めの靖国参拝をした事実をとらえ、「駆けこみ」参拝と形容していた。

だが、A級戦犯が靖国に合祀された1978年10月17日の翌年1979年4月、アメリカ公開外交文書をもとに昭和天皇の覚書「沖縄メッセージ」が進藤榮一によって紹介され<sup>62)</sup>、大きな問題になった。それは、1947〔昭和22〕年9月20日付けで、アメリカに対して「沖縄、その他の琉球諸島に対する軍事占領を継続するように希望している」「天皇の考え」、すなわち「アメリカ軍の軍事占領は、主権を日本に置いたままでの長期——25年ないし50年またはそれ以上の——租借方式という擬制にもとづいて行なわれるべきである……」と伝えた、いわゆる「天皇メッセージ」であった。その「覚書」は、象徴天皇の政治関与だけでなく、昭和天皇の戦争認識や沖縄観などを露わにし、沖縄からはげしい批判が起きた。しかも、昭和天皇の侍従長を長く務めた入江相政の日記（『入江相政日記』第5巻）によって、

---

59) 坪内祐三「昭和天皇の『発言』に私は失望した」『文藝春秋』2006年9月、477頁。

60) 小森『天皇の玉音放送』220-221頁。

61) 田中伸尚『靖国の戦後史』岩波書店、2002年、143頁、150頁。

62) 進藤榮一『分割された領土—もうひとつの戦後史—』岩波書店、2002年、第2章『天皇メッセージ再論』—戦後外交資料の読み方—。同章の初出は『世界』1979年10月。



「沖縄メッセージ」の内容は天皇自身が認めていたことがわかった<sup>63)</sup>。

先述した坪内祐三の論及に触れるならば、敗戦後第7回めの靖国参拝以降、「このまへの戦争との関連でのみ語られることになる」「靖国神社の問題化を」、「勘のよい昭和天皇が」事前に察知していたという指摘は、単に「彼の勘のよさ」にだけ引きつけて議論されるべき論点ではない。

国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』（調査資料76-2, 昭和51年5月）は、1975年ころまでに関する資料集である。当時の段階にいたるまで、靖国問題がどのようにとりあげられてきたか、関連する諸資料を収集して総合的に紹介・解説した文献である。同『資料集』第1章「靖国神社問題の経過と問題点」「八 天皇と靖国参拝」の末尾は、こういう文節をもって締めくくられている<sup>64)</sup>。

「かくて天皇の私的行為、公的行為、および憲法でいう国事行為ということが問題となった」。

「特定の宗教施設に宗教儀式ぬぎに参拝するといっても天皇や国家機関が公的にかかわりをもちうるかどうかという問題は残るわけである」。

当時ですでに、昭和天皇が靖国に参拝する行為をめぐることは、国内の関係諸方面において各種各様の議論が展開されてきている。とくに1979年9月には、30年以上もまえに天皇自身が「象徴天皇の地位を逸脱しておこなっていた政治的発言」：「沖縄メッセージ」が、研究者の手によって発掘されていた。A級戦犯が靖国神社に合祀されたのは、その約1年まえの1978年10月17日だった。

1975年11月21日の靖国参拝を最後に昭和天皇が九段にいけなくなった歴史的な諸事情は、A級戦犯が天皇自身の戦責問題を肩代わりしてくれた事実を中心に、有機的に関連させ統合的に判断すべき論点である。本稿は、A級戦犯の処刑からその靖国合祀までの事実を、昭和天皇がどのように心理的に受容したかに注目している。

事後、裕仁自身が靖国に参拝する行為は、彼の一族の存亡にもかかわる重大な政治的な行動になると同時に宗教的な含意も発するものゆえ、もはや靖国の行事に合わせて適宜参拝に出向くことができなくなった。「天皇自身の歴史認識」は、時代の流れのなかで生じてきた顕著な〈意味の変質〉を深刻に受けとめるようになった。

敗戦後における民主化理念にもとづく占領政策の不徹底は、「日本国の天皇 - 天皇制」を核心とする政治的に重大な矛盾点を遺した。

あるキリスト者は、昭和天皇の戦争責任を、つぎのようにきびしく問うている。

最大の戦争犯罪を犯したのは昭和天皇裕仁であったが、彼は処罰されることなく、また悪かったと謝罪することもなく死んだ。彼の責任問題を扱い切れなかった我々の弱さが問題を先送りして今日に至らせたのである。キリスト教会が地の塩として十分機能し

---

63) 田中『靖国の戦後史』151頁。

64) 国立国会図書館調査立法考査局『靖国神社問題資料集』調査資料76-2, 昭和51年5月, 23頁, 24頁。

ていなかったからこういうことになった<sup>65)</sup>。

たしかに裕仁天皇は、戦争責任の問題を「ことばのアヤ」だとか、広島・長崎に投下された原子爆弾の被害を「やむをえないこと」だとか弁解するにとどまり、自身が深く関与してきた戦争の時代を遠くに追いやっていた。この発言がなされたのは1970年10月であり、その後も天皇は靖国に行く機会をまだもてる時期でのことであった。以下に言及する「沖縄メッセージ」の問題もあった。

高橋 紘『象徴天皇と皇室—あるべき天皇像とは—』(小学館, 2000年)は、「ことばのアヤ」をめぐる「無責任だ」という声もあった点について、こう解説している。昭和天皇自身はきちんと表明したかったのだが、ダグラス・マッカーサーや吉田 茂の反対に遭いできなかった。木戸幸一は、皇室だけがついに責任をとらなかつたのでは「永久に禍根となる」ことを憂いたが、そのとおりになってしまった<sup>66)</sup>。

もっとも、昭和天皇は戦後3回、退位あるいは戦争責任について、なんらかの表明をしたいと希望していた、といわれる。1度めは、木戸幸一に敗戦直後、「自分が退位して納めること」を相談したとき、2度めは、「東京裁判の判決」のとき、3度めは「講和条約発効の前」である。もっとも、この論及を与えた高橋 紘『象徴天皇』(岩波書店, 1987年)は、「戦後ずっと天皇の戦争責任が問われ続けている。しかし天皇の意思が無視され続けてきたのも事実だ。責任が問われるのは、天皇個人ではなく、天皇制度・国家全体ではないのだろうか。天皇の『沈黙』に対し、私たちはどのような評価を下したらよいのであろう」かと、疑念を呈していた<sup>67)</sup>。

ところが、昭和天皇の側近あるいは識者たちがそのような疑念を遠慮がちに呈しているうちに、老境に達した昭和天皇の意識のなかでの「戦争責任」は、「ことばのアヤ」に換言させられた。戦争責任の問題は韜晦されたまま、彼は1989年に他界した。

敗戦後における、裕仁の天皇としての地位保全、日米談合による象徴天皇制への移行は、天皇の「名のもとに死んだ自国の兵士たちに対する責任」を祭祀大権者として執りながら国内的な支持をとりつけ、逆に「2千万のアジアの死者たちに対する責任」を軍部指導者になすりつけ、天皇自身は東京裁判の訴追を免れることによって可能になっていた<sup>68)</sup>。

◎-1 1946〔昭和21〕年10月16日、昭和天皇はマッカーサーと3回目の会談をおこない、当時盛りあがっていた大衆的な運動による日本の「共産主義化」に対する恐怖を表明し、アメリカによる庇護を依頼した。つまり、その後の日米安保体制構築の発端を切りひらいたのは、新憲法で「象徴」となり、政治的行動を禁じられた裕仁天皇であった。しかも、彼はその会談であたかも「元首」のように振るまい、みずからの保身をマッカーサー

---

65) 渡辺信夫『戦争の罪責を担って—現代日本とキリスト者の視点—』新教出版社, 1994年, 116頁。

66) 竹前栄治監修, 日本国憲法・検証 1945-2000年 資料と論点 第2巻, 高橋 紘『象徴天皇と皇室—あるべき天皇像とは—』小学館, 2000年, 269頁。

67) 高橋 紘『象徴天皇』岩波書店, 1987年, 59頁。

68) 小森『天皇の玉音放送』221頁。

に要請していた<sup>69)</sup>。

◎－2 1950〔昭和25〕年4月18日に、昭和天皇はマッカーサーとの最後になる第10回目の会談をおこない、「共産圏の脅威」が話題になった。しかし、天皇はその後1年以上、ハリリー・S・トルーマン大統領にマッカーサーが解任されるまで会わなくなる。

ところが、その会談の1週間後の4月25日、当時大蔵大臣であった池田勇人がアメリカに派遣されたさい、ジョセフ・ドッジに、吉田茂首相から託された天皇の「極秘メッセージ」が伝えられていた。

◎－3 同年6月26日、朝鮮戦争の勃発した翌日であるが、日本に滞在していたアメリカ国務省顧問ジョン・F・ダレスに対して、天皇の側近松平康昌が、「アメリカ軍を日本に長期にわたって駐留させるために、日本側がそのような申し出をしてもかまわない」という天皇の意志を、「口頭メッセージ」の形式で伝えていた。これは、「沖縄を極東の軍事戦略拠点として確保することを前提に、日本本土に米軍の基地をおくことに反対していた」マッカーサーの意見に反するものであった<sup>70)</sup>。

以上の経過をまとめてみると、こうなる。

- 1) 昭和天皇は、ソ連を中心とする“共産主義”の「脅威」が、国内の大衆運動と結びつくことによって発生する「日本の内部への干渉」を恐れて、「沖縄」をマッカーサーに売り渡すことによって、「国体護持」を図ろうとしたことになる。
- 2) 「沖縄」をアメリカに売り渡した「沖縄メッセージ」は、そもそも新しい憲法に違反する形で、昭和天皇が、極秘で内閣を無視して外交・内政上の越権行為をおこなったことの証しにほかならない。
- 3) かくして昭和天皇は、「口頭メッセージ」と「文書メッセージ」によって、“命の恩人”であったマッカーサーを“バイパス”しただけでなく、アメリカ軍に軍事基地を貸したくない、と発言した首相である吉田をも“バイパス”し、“不信任”をつきつけたのである<sup>71)</sup>。

小森陽一『天皇の玉音放送』2003年もくわしく参照する豊下楯彦『安保条約の成立』(岩波書店、1996年)は、1947〔昭和22〕年9月に出された有名な昭和天皇による「沖縄メッセージ」に言及している。それは、アメリカ軍による沖縄の軍事占領が「25年から50年、あるいはそれ以上にわたる長期の貸与という擬<sup>リース</sup>制<sup>フィクション</sup>」のもとでおこなわれることを求めている。しかも、その昭和天皇のメッセージは、日本政府や外交当局の頭越しにアメリカに送られ、のちに日米交渉の過程で具体化されていた<sup>72)</sup>。

敗戦後に生きてきた昭和天皇の政治的な感覚とその実際の行動については、つぎの対照的な2つの意見を併記しておく。

天皇は、実はきわめて鋭敏な政治感覚を持ち、同時に天皇機関説を信じていた。だから戦後日本が象徴天皇制に移行すると天皇は「象徴」に徹することができた。そういう

---

69) 同書、230頁、231頁、232頁。

70) 同書、251頁、252頁、253頁。

71) 同書、235頁、236頁、254頁。

72) 豊下楯彦『安保条約の成立－吉田外交と天皇外交－』岩波書店、1996年、222頁。

意味で昭和天皇は優れた「政治家」だったと言えるだろう<sup>73)</sup>。

昭和天皇は、「人間宣言」のときもそうであったが、かつての天皇と新たな天皇との憲法上の立場の根本的相違をあまり認識していないような気配があり（これは死去のときまでそうであるが）、敗戦前と同様の内奏を内閣総理大臣に求めたり、1948年の宮内府長官・侍従長の更迭問題では最後まで抵抗したり、人事に口を挟んだりしており、また47年に沖縄占領問題に関してアメリカに申し入れたり、48年12月に極東国際軍事裁判担当のキーナン検事官をとおしてトルーマン大統領にアメリカ占領軍の寛大に感謝の意を示したり、マッカーサーと数度の会見を行うなど、天皇は日本を代表してアメリカと話し合いを行っても当然であるかのような姿勢をとっていた。しかし、天皇を取りまく状況は、天皇の政治的地位を低下させ、天皇を政治的には無化していくように動いた<sup>74)</sup>。

要は、坪内祐三「昭和天皇の『発言』に私は失望した」といった主旨は、昭和天皇が事前にその矛盾点を個人的に自覚して的確に〔あるいは自覚しないで勝手に〕行動し、それゆえ、かつては「神州の代表」だった人間天皇の「なんという人間らしいおこない」に落胆させられたという点にある。

「天皇の発言に失望した」坪内祐三の議論は、文学的色調に偏っており、歴史的に実証する観点が弱い。ここでは、「沖縄メッセージ」にこだわった論及をする小森陽一『天皇の玉音放送』（2003年）に、もう少し聞くことにしたい。

「日本の有事」は「天皇の有事」という発想は、敗戦後日本の底流に流れつづけ、21世紀の現在においても、「有事法制」、すなわち「武力攻撃事態法」にまではっきりと受けつがれている。同法は、2002年9月17日の日朝首脳会議以後、「北朝鮮」による「日本人拉致事件」をめぐる連日のネガティブ・キャンペーンをつうじて、日本社会に高まった「反・北朝鮮」感情を利用しつつ、アメリカの無法なイラク戦争を小泉内閣が支持することの正当化と結合させられ、一気に国会通過を狙った。

そして、2003年6月6日、野党の民主党までが賛成する「翼賛議会」で、「武力攻撃事態法」関連3法が成立した。朝鮮戦争のときとほぼ同じ言説のシフトが50数年後のいま、反復・拡大されていることに慄然とする。

昭和20年代半ば、裕仁天皇の保身をめぐる恐怖感に国民全体を感染させることが、「反共」と「反北朝鮮」感情を煽りたてることの最大の狙いであった。当時、朝鮮戦争と連動したアメリカとの講和交渉においては、その気分・感情が「国体」を支えるという政治的経験が、ひとつの内実となった。その裕仁の恐怖心こそが、アメリカとの平和条約交渉の過程における日米安全保障条約をめぐって、屈辱的な従属性を生みだす最大の要因となった<sup>75)</sup>。

1950年6月25日に突発した朝鮮戦争は、日本の産業経済に軍需景気をもたらし、企業経営に起死回生の絶好の機会を与えた。同年内のその戦争情勢の激変は、隣国日本にも緊迫

---

73) 保阪正康・松本健一「〈対談〉近代日本の敗北、昭和天皇の迷い」『中央公論』2006年9月、〔松本〕96頁。

74) 横田耕一『憲法と天皇制』岩波書店、1990年、49-50頁。

75) 小森『天皇の玉音放送』261頁、262頁。

した状況を生んでいた。そのなかで、「日本の側からの自発的なオファ」を可能にする人々、裕仁天皇が「文書メッセージ」でダレスに要求した点が、公職追放されていた大日本帝国の要人たち3250人の解除であって、11月7日に実現した。

いわゆる「逆コース」路線も、日米合作でおこなわれた。「共産主義者」が追放されるのとは逆に、旧大日本帝国の政府関係者、軍人たちが続々と追放解除され、新憲法下の国家の中枢に入っていった。裕仁個人の戦争責任の免責を、よりいっそう確実にするために、彼をとりまいていた中枢部の臣下たちが解放された。このことは、国民的規模での、戦争の加害責任を忘却するうえで、大きな契機となった<sup>76)</sup>。

その段階で日本とアメリカの関係は、昭和天皇裕仁の「文書メッセージ」の影響でかわってしまった。アメリカは恩恵として、アメリカ軍を日本に駐留させるという議論を展開できた。重要なのは、この議論がアジアのなかの日本をめぐる安全保障の現実的な状況から生まれたのではなく、裕仁天皇とその周辺が抱いた「共産主義」に対する恐怖心が生みだした幻想にもとづいていたことである。その意味ではでっちあげられた議論であった。

問題は、裕仁個人の自己保身のための要請を、アメリカが巧みに利用して、対等なはずの国家の関係を、あからさまに従属的な「恩を着せる」、いわゆる「安保タダ乗り論」を構築させ、そのでっちあげられた論理によって、その後の日米関係を描きださせた点である。性懲りもなく、憲法第9条はアメリカが日本を弱体化するため押しつけてきたと主張しつづける者たちは、沖縄の軍事要塞化と日本の全土基地化、さらには再軍備こそが、朝鮮戦争のただなかで裕仁の手引きによって、アメリカから押しつけられたという歴史的事実をしらねばならない。裕仁の「文書メッセージ」の路線は、ほぼ彼の思惑どおりに実現した<sup>77)</sup>。

小森は、こう結論する。

アメリカから押しつけられた憲法第9条を改正して、自立憲法のもとに日本を戦争のできる、ふつうの国するのだと主張する議論は、歴史的事実に反したでっちあげ以外のなものでもない。まずは、旧日米安保条約じたいが憲法違反である。つぎに、旧日米安保条約においてアメリカ合衆国が、日本に憲法第9条違反の「軍備」の保有とその拡張を義務づけている。しかも、それを恩着せがましくおこなっている。

要するに、「自立憲法制定」といいながら、憲法第9条を改悪しようとする者たちのウソとホントの二重構造は、日米安保体制によって決定されている。憲法第9条改悪による「自立憲法制定」こそが、よりいっそうの対米追従を強める道にほかならない。つまり、「自立憲法制定」というナショナリズムの仮面は、日本が名目上の独立国家になったその瞬間から、骨の髄までの対米追従主義を押しかくすための装置として機能していた。同時に、そのあまりにも屈辱的な対米追従路線が、本来戦犯だった裕仁を守る唯一の方策だったがゆえに、敗戦後の極右ナショナリストは、原理的にアメリカに尻尾を振りつづける、もっとも忠実なアメリカ追従主義者になっていた。

戦犯だった裕仁天皇と彼をささえる日本の保守政治家たちは、敗戦のその瞬間から、日

---

76) 同書、263-264頁。

77) 同書、264-265頁、265-266頁、266-267頁。

本列島に生きる人びとの安全と権益を、一貫してアメリカに売りわたすつづけてきた。しかもこの路線は、イラク戦争をいち早く支持し、「武力攻撃事態」関連3法を通過させ、「イラク特措法」によって自衛隊を戦場に送りこもうとしている〔送りこんできた〕小泉純一郎政権下でますます加速されている<sup>78)</sup>。

アメリカ一国の利害追求のためであるイラク戦争に加担した日本は、幸いにも派兵した自衛隊3軍に1人の戦死者も出すことなく、ひとまず撤兵することができた。しかし、「戦争をする国」のハードウェアとしての自衛隊は、いつでもアメリカとともに国際法を無視して戦争をすることができる体制にある。日本はアメリカのひとつの州のようになっている。戦後の日本と鏡の関係を保持しつづけてきたアメリカの現状は、かぎりなく戦前・戦中の大日本帝国の「国体」に類似してきている。

小森のいうように、米日の同盟する戦争のせいで死者が出れば、「自衛隊員は靖国に合祀される」。そのことが唯一「お国のために死んだ」ことの証しになる。対米追従のための日本国民を死に追いやったことを隠すために、天皇の「権威」が必要になる。A級戦犯を合祀した靖国神社を参拝することで、侵略戦争を美化し、日本をアメリカとともに戦争をする国家に仕立てあげようとしている。

「武力攻撃事態」関連3法、いわゆる「有事法制」が「戦争のできるふつうの国」のシステムだとすれば、「国を愛する心」を重点にした教育基本法の改悪は、いわばソフト面の整備である。だが、日本も率先協力したイラク侵略戦争は、なにも解決できなかった。いまでも、イラク国内では毎日のようにアメリカ兵が殺され、泥沼の暴力の連鎖がつづいている。「ならず者国家」としての体質は、ブッシュイズムの本質である<sup>79)</sup>。

さて、靖国神社の用意しているパンフレット類は、戦前・戦中における一連の戦争を「アジア解放」や「自存自衛」のために避けられなかったと説明し、東京裁判で裁かれたA級戦犯を「濡れ衣」だったとあって憚らない。戦後もこの神社の思想に大きな変化はない<sup>80)</sup>。

そこで大きな変化があったのは、靖国に祀ろうとする「英霊」を出すほかなかった戦争の相手国が、かつては「鬼畜米英」といわれたアメリカなどであったのが、最近のイラク戦争への派兵では、その鬼・畜生らと仲良く手を組んで、というよりはその子分になって、他国への侵略戦争に加担している姿である。そして、またもや「英霊」を出そうとしている。

2006年9月中旬現在まで、日本の陸上自衛隊はイラクから完全に撤退したけれども、まだ日本の航空自衛隊と海上自衛隊はイラクに派遣されており、前者は「戦闘地域」を行き来する任務、後者は主にアメリカの軍艦にタダで燃料を補給しつづけている任務を遂行している。

【未完、次号に続く】

---

78) 同書、269頁、270頁。〔 〕内補足は筆者。

79) 同書、273頁、272-273頁、274頁、281頁。

80) 『論座』編集部編『リベラルからの反撃—アジア・靖国・9条—』朝日新聞社、2006年、199-200頁。